

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 8 年 8 月 1 7 日

関係各位

福島県警察本部警務部会計課長

公 告 日 及 び 番 号	令和 8 年 8 月 3 日 公告第66号
調 達 案 件 名	県有物品（回転翼航空機「旧ばんだい」「あづま」不要物品）の売払
質 問 事 項	
1 適格請求書の発行について ① 請求元の氏名または名称・登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容 ④ 請求金額 ⑤ 適用消費税率 ⑥ 請求先の氏名又は名称 納入通知書に上記 6 項目が記載されておりますでしょうか。あるいは、納入通知書と合わせて、上記項目が記載された適格請求書を発行していただけますでしょうか。 2 入札説明書14 契約書等の作成について 落札決定の日から 7 日以内という条件は、福島県警様との協議のうえで延長することも可能でしょうか。 3 納入通知書の期日について 納入通知書の支払期日について、一般的には20日から30日までに設定されることが多いと思います。本件入札の納入通知書の支払期日は何日を予定しているかをご教示いただけますでしょうか。 4 契約保証金の減免について (1) 福島県財務規則229条(4)を見ると、同規則249条(2)の条件と同様であるため、入札保証金の減免が認められれば、契約保証金の減免も認められる可能性が高いという理解でまちがいはないでしょうか。もし、誤りであれば、その根拠も併せてご教示いただけますでしょうか。	

(2) 同規則229条(15)を契約保証金の減免の根拠とする場合に、売払代金を即納する方法をご教示いただけますでしょうか。売買契約書第3条によると、納入通知書により支払うことが前提となっているように解釈できますが、229条(15)による契約保証金の減免を主張する場合には、納入通知書によらず、福島県指定金融機関に直接振り込みが可能になるのかをご教示いただけますでしょうか

5 契約書(案)第3条から第6条の引き渡し、所有権移転及び危険負担について

(1) 以下のような手順で支払いから危険負担の移転が起こると理解していますが、正しいでしょうか。

- ① 第3条による契約金額の支払いが完了
- ② 第4条により、福島県警様との協議により引渡日時を決定し、引渡し(搬出ではない)
- ③ 落札者が引渡しを受け、受領書を福島県警様に提出し、所有権が移転する
- ④ ③の所有権移転と同時に、危険負担が福島県警様から落札者に移転する。

(2) 引渡しと搬出について

引渡しと物品の搬出とは同義ではなく、引渡しを受けた後から、落札者が物品を搬出するまで装備センターで物品を無償で保管していただけるという理解ですが、正しいでしょうか。

(3) 譲渡証の発行について

契約書案において、受領書についての言及はありますが、それと対応する譲渡証の発行について言及されておりません。弊社が指定する様式で、譲渡証の発行を依頼させていただくことは可能でしょうか。

6 契約書案第10条 (乙の原状回復義務について)

(1) 第1項の「現状に回復させることが適当でないと認めたとき」とはどのような場合を想定しておられますか。

(2) 第2項の「契約解除時の時価」について、算定方法をご説明いただけますでしょうか。

7 物品

以下の物品について、「ばんだい」及び「あづま」の売払い品目、県有物品の売払い品目両方に記載がありますが、同じ物品が重複表示されているわけではなく、それぞれ別の物品という理解で正しいでしょうか。

P/N	品名	66号での掲載位置	64号または65号での掲載位置
109-0729-99-101	DC電気リカル・ボックス	ばんだい「要OH/点検/修理品」 No.7(1個)	別添2 No.3(S/N: N312)
GCSG505-28-1	ジェネレーター・コントロール・ユニット (GCU)	ばんだい「要OH/点検/修理品」 No.14(1個)	別添2 No.7(S/N: 1628D)
RMGE-DS-06-2010	高所作業台	あづま(AW139型) アルミ製AW139型テール用作業台	別添2 No.10(S/N: A00480)

回 答 事 項

1 適格請求書の発行について

納入通知書に質問の6項目の記載はあります。また、適格請求書は発行しません。

2 入札説明書14 契約書等の作成について

落札者の申出により、特別な事情があると判断されたときは、指定する日まで延長することとなります。

3 納入通知書の期日について

納入期限については、令和8年9月25日(金)を予定しています。

4 契約保証金の減免について

- (1) 福島県財務規則第229条(4)と同第249条(2)は同様ではありますが、「過去2年間」の基準日が異なりますのでご注意ください。

同第229条(4)の基準日は入札時点、同第249条(2)の基準日は契約締結時点となります。

- (2) 同第229条(15)の「即納」については、落札日に全額支払うことですが、本公告による契約においては納入通知書以外での支払いを認めていない上、納入通知書の発行は契約書による契約締結後であることから、本項は適用外となります。

5 契約書案第3条から第6条の引き渡し、所有権移転及び危険負担について

- (1) 貴見のとおりです。
(2) 概ね貴見のとおりですが、保管期間は公告で示す「物品引渡期間」となります。
(3) 貴社の指定する様式を確認の上、発行の可否を判断します。

6 契約書(案)第10条 (乙の原状回復義務について)

- (1) 同第7条の規定により契約を解除することとなった時点の状況や状態により総合的に判断することとなります。
(2) 契約額を基本としますが、同第10条第2項に該当することとなった時点の状況により総合的に判断することとなります。

7 物品

それぞれ別のものとなります。

高所作業台については、第64号は機体左右に各1台設置する作業台であり、第66号はテールでの作業に使用する作業台となります。